

第 3 5 回

上富良野町農業委員会総会議事録

平成 2 9 年 5 月 1 6 日

上富良野町農業委員会

第35回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成29年5月16日(火) 午後7時00分から午後7時15分

2 場 所 JAふらの上富良野支所 2階役員会議室

3 出席委員 11名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	谷本 嘉彦	2	三好 利和	3	谷 忠
5	石橋 信次	6	佐藤 良二	7	井村 昭次
8	島田 政志	9	館尾 雄治	10	長谷川裕見
11	井村 悦丈	12	青地 修		

4 欠席委員

--	--	--	--	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 土地の現況証明の下付について

7 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	局長	北越 克彦	主査	甲斐 幹彦
----------	----	-------	----	-------

8 会議の概要

開会（午後7時00分） （着席）

開会の宣言

事務局長 只今より、第35回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

事務局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。
7番 井村昭次 委員に合わせ、ご唱和ください。

佐藤委員 「唱和」

事務局長 ご着席ください。

議長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、11名であります。定数に達しておりますので、これより第35回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。「事務局長」

事務局長 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1、会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、6番、佐藤良二君、7番、井村昭次君を指名いたします。

議長 日程第2、議案第1号「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。議案第1号を事務局が説明いたします。「事務局」

事務局長 議案第1号について、ご説明いたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可に可否について審議を求めます。

平成29年5月16日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。以下、内容を朗読。

議案第1号1番について

地番0000番00と0000番00、地目は田2筆、面積5,180㎡、出し手は7名の共有となっております。1番上から旭川市の〇〇〇〇さん20分の6、次に20分の2で東神楽町の〇〇〇〇さん、次に20分の6で深川市の〇〇〇〇さん、次に20分の2で恵庭市の〇〇〇〇さん、次に持分20分の2で札幌市厚別区の〇〇〇〇さん、次に持分20分の1で札幌市豊平区の〇〇〇〇さん、次に持分20分の1で札幌市西区の〇〇〇〇さんら全部で7名です。相続で受けられた土地になります。元の所有者は〇〇〇〇さんです。その前は〇〇〇〇さんです。〇〇〇〇さんがお亡くなりになられて〇〇〇〇さんが相続されて、また、〇〇〇〇さんがお亡くなりになられてこの方々が相続をされた。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さんです。今現在賃貸されている農地で

事務局長 す。小作人への売買です。

議案第1号2番について

地番0000番00、田1筆、面積2,690㎡、こちらも同じ〇〇〇〇さんからの相続になりますが、こちらにつきましては持主は〇〇〇〇さん1名の所有です。受け手は〇〇線〇〇号〇〇番地〇〇の〇〇〇〇さんです。この場所も現在賃貸で〇〇〇〇さんが耕作されている。小作人への売買です。

議長 議案第1号について、提案に関する補足説明を願います。
「3番、谷 忠 委員」

谷委員 3番、谷です。 議案第1号について、補足説明いたします。

1番

出し手、旭川市西神楽の〇〇〇〇さん、他6名
受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号、〇〇〇〇道路の東側になります。
〇〇〇〇さんから相続を受けた〇〇〇〇さんら7名からの売買となりました。

2番

出し手、旭川市西神楽の〇〇〇〇さん
受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん
所在地は、〇町〇丁目、〇〇〇〇道路沿いになります。
〇〇〇〇さんから相続を受けた〇〇〇〇さんからの売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第1号1番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号1番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第1号2番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

議 長 これより、議案第1号2番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第3、議案第2号「土地の現況証明書下付について」の件を議題といたします。議案第2号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局長 議案第2号について、ご説明いたします。
北海道農地法関係事務処理要領及び上富良野町農業委員会土地の現況証明事務取扱要領の規定に基づき、次の件について証明書を下付したく審議を求めます。

平成29年5月16日提出 上富良野町農業委員会会長 青 地 修

審議資料として、現地調査等を添付してございます。以下、内容を朗読。

1番、〇町〇丁目、〇〇〇〇番〇〇、公簿は田、面積439㎡、土地所有者は旭川市西神楽〇線〇号〇番地の〇〇〇〇さん、申請者も同じです。申請の目的は地目変更です。土地の状況ですが、今回の現況証明願のために元々の地番〇〇〇〇番〇〇から分筆されたものです。元々の〇〇〇〇番〇〇については平成15年から〇〇〇〇さん、今の後継者は〇〇〇〇さんに賃貸され耕作されている。今回分筆となりました〇〇〇〇番〇〇については、昭和62年頃から〇〇〇〇さんの自宅回りとして使用されており農地として使用されていなかった。〇〇〇〇さんの賃貸からも除外されていた。そのまま現在に至っている。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第2号について、提案に関する補足説明を願います。

3番、谷 忠 委員

谷委員 3番、谷です。5月11日に井村昭次委員、谷本委員とともに現地調査を行いました。

所有者は旭川市西神楽の〇〇〇〇さん。
〇〇〇〇さんから相続を受けられたものです。
所在地は〇町〇丁目、〇〇〇〇道路沿い、先程の3条売買との隣接となります。
昭和62年頃までは農地として使用されていたようですが、現地確認による現地の状況は、農地としては認められない状況です。
登記の公簿は農地ですが、農地以外に地目変更しても支障ないと思います。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

議 長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 本日の日程は、全て終了いたしました。

第35回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 全員ご起立ください。 「礼」

以上、議案2件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後7時15分

上記第35回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

平成29年5月17日

上富良野町農業委員長 _____

上富良野町農業委員 _____

上富良野町農業委員 _____